

## 住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会

### 開催主旨

航空機騒音については、環境基本法に基づき「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、当該基準の達成が航空機騒音対策の目的である。基準を達成していない空港については、関係住民の生活に障害が生じていることから、防音工事等を推進することにより、住民の生活環境を改善することが必要である。

騒音対策は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」による特定飛行場の設置者の責務として定められた措置であり、空港周辺環境対策事業が十分に実施されることにより、空港の円滑な運営が担保される。

空港周辺環境対策事業は、航空機騒音指標の値の大きさに応じて騒音対策区域を定め必要な事業を実施することとしており、騒音対策区域のうち第 1 種区域に所在する住宅に対しては、昭和 49 年度から防音工事の助成をおこない、その工事で設置したエアコンや換気扇などが老朽化により使用が困難となった場合については、3 回目の更新工事まで助成をおこなっている。

これまでの住宅防音工事補助事業の取り組みを踏まえつつ、時代の変化や令和元年度行政事業レビュー「公開プロセス」において、事業内容の一部改善との結果が示されたことを受け、今後の助成のあり方を検討するため、「住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会」を設置するものである。